

○国分寺市特別支援教育推進委員会設置要綱

令和3年3月25日

要綱第1—2号

(設置)

第1条 第3次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(平成29年2月策定)の成果と課題を踏まえ、令和4年度以降の特別支援教育の支援体制、年次計画等について検討するため、国分寺市特別支援教育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 第3次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)の見直しに関すること。
- (2) 特別支援教育の対象児童及び生徒への支援に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員21人以内をもって組織し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 市立小中学校の保護者の代表者 6人以内
- (3) 識見を有する者 1人以内
- (4) 医師 1人以内
- (5) 都立特別支援学校の教諭 1人以内
- (6) 市立小中学校の校長 1人以内
- (7) 市立小中学校の通常の学級担任教諭 1人以内
- (8) 市立小中学校の特別支援学級担当教諭 2人以内
- (9) 市立小中学校の特別支援教室担当教諭 1人以内
- (10) 福祉部職員 1人以内
- (11) 子ども家庭部職員 1人以内
- (12) 教育部教育総務課長
- (13) 教育部学務課長
- (14) 教育部学校指導課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

(謝礼)

第5条 教育委員会は、第3条第3号及び第4号に掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部学校指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。